北海道公共交通利用促進運動 実施要領

第1 趣旨

人口減少社会の中で、本道の将来を見据えた持続的な公共交通ネットワークを確立していくためには、地域における様々な関係者が、各々の特性や創意を生かしつつ、一体となって公共交通の利用促進に向けた取組を展開していく必要があることから、次により道内の企業、団体等に広く参加を呼びかけ、オール北海道による道民運動を展開する。

第2 実施主体

北海道鉄道活性化協議会(以下、「協議会」という。)

第3 参加対象

道内に事業所を有する企業、団体(任意団体も含む)、行政機関等のうち、本 運動の趣旨に賛同し、所定の様式により参加宣言を行ったもの(以下、「パートナー事業者」という。)

第4 実施期間

平成31年4月1日から平成32(2020)年3月31日までとする。なお、期間終了日までに協議会からパートナー事業者に対し特段の意思表示がない場合は、更に1年間延長を行うものとし、その後も同様とする。

第5 パートナー事業者の取組

パートナー事業者は、各々の創意により、次の各号に定める取組のうち、最低、一以上の取組を行う。

- (1)業務における公共交通の利用拡大
- (2) 通勤、通学等における公共交通の利用拡大
- (3) 協議会の事業に対する協力
- (4) その他公共交通の利用拡大に資すると考えられる取組

第6 取組手順

1 パートナー事業者の募集

(1) 募集方法

協議会構成団体及び市町村が、傘下の事業者や地域の企業、団体等に対して、募集を行う。

(2) 募集期間

平成31年4月1日以降とし、終期は設けない。

(3) 申込方法

所定の「参加宣言書」により、FAX、郵送、メール等の方法により、協議会に対して、申込を行う。

2 取組実施

パートナー事業者は、「参加宣言書」に記した内容について、各々の創意に基づき、公共交通の利用促進に向けた取組を行う。

3 実施報告

パートナー事業者は、各々の取組結果について、協議会のウェブサイトに 設置した所定の様式により、適宜、報告を行う。(報告は任意とする。)

4 公表等

(1) 公表

パートナー事業者及びパートナー事業者の取組内容については、協議会の ウェブサイト等を通じて公表を行う。

(2) 表彰

協議会は、パートナー事業者から報告のあった取組のうち、特に先進的なもの又は実施効果が顕著と認められるものについて、表彰を行うことができる。

第7 その他

この要領に定めるもののほか、実施に際し必要な事項は別に定める。

附則 本要領は、平成31年4月1日から施行する。